

校則の見直しについて

京都市立大宅中学校

本校では、生徒指導部に属する校内の教職員が、校則検討委員を兼ねています。以下の見直しサイクルで、生徒が主体となった校則の見直しを進めております。

【 見直しサイクル計画表 】

| 時期 | 取り組み |
|-------|--|
| 11月 | ◆校則検討委員会で、翌年度の生徒総会に向けての計画立案 ◆生徒会本部の役員改選後、生徒会担当教職員・旧生徒会本部・新生徒会本部の生徒で、現状の校則の見直しについて討議 |
| 12~5月 | ◆校則検討委員・生徒会担当教職員・旧生徒会本部・新生徒会本部の生徒での検討会を実施 ◆入学説明会等で、校則を周知 |
| 4月 | ◆現行の校則について確認 ◆生徒総会に向けて、暫定の校則を確認 ◆現行の校則について、学校ホームページに掲載 |
| 5月 | ◆学校運営協議会の委員から、校則についての意見聴取 |
| 6月 | ◆生徒総会で、審議・可決・校則の策定 ◆見直しを行った校則について、全校生徒へ周知 ◆学校ホームページにて公表 |